平成３０年度第１回

四街道市国民健康保険運営協議会会議録

１．開催日時　　平成３０年７月２５日（水）　午後１時３０分から午後３時００分

２．開催場所　　四街道市役所　保育課２階会議室

３．出席者

《出席委員》

塚本　勝邦　、田中　正志、菊池　忍　　、兼田　徹

福田　三千男、川上　洋一、廣谷　一郎　、木川　稔

《欠席委員》

平　晃一　　、原　登志子

《事務局》

矢部健康こども部長、小島次長、大塚国保年金課長、

細川課長補佐、菅原保険税係長、片倉主事

４．傍聴人　　０名

５．議題　　（１）四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について（諮問事項）

（２）平成２９年度四街道市国民健康保険特別会計決算（見込）について（報告事項）

６．審議の経過

別紙のとおり

（会議録署名）

四街道市国民健康保険運営協議会

平成３０年８月３０日

会長　塚本　勝邦

平成３０年８月３１日

委員　菊池　忍

	平成３０年度第１回四街道市国民健康保険運営協議会会議録 ３０．７．２５（水）午後１時３０分～ 四街道市役所　保育課２階会議室
	（開会宣言）
事務局 （細川課長補佐）	（挨拶）
佐渡市長	（委嘱状交付）
佐渡市長	（市長挨拶）
	（委員自己紹介）
矢部部長	（事務局職員紹介）
事務局 （細川課長補佐）	会長が選出されるまでの座長を、慣例により、市長が務めさせていただくということでよろしいですか。 ---　異議なし　---
座長 （佐渡市長）	本日は、定数 10 人中、８人の委員の方々に御出席いただいております。 四街道市国民健康保険条例施行規則第９条に規定する定足数であります委員の半数５名に達しておりますので、会議成立となります。 それでは、会長及び会長職務代行の選出を行います。 会長及び会長職務代行につきましては、国民健康保険法施行令第５条の規定により、会長１名、会長職務代行１名を「公益を代表する委員」の方の中から選出させていただくことになっております。 慣例では、指名推薦により選出されておりますが、いかが致しますか。
菊池委員	初めてお会いする方も多く、推薦や立候補も難しいかと思います。事務局の意見を聞いてみるのはいかがですか。
座長 （佐渡市長）	ただいま、菊池委員より「事務局の意見を聞く」というご発言がありましたが、ご異議ございませんか。 ---　異議なし　---

座長 （佐渡市長）	それでは、事務局案があればお願いします。
事務局 （大塚課長）	事務局といたしましては、前回まで会長職に就いていただいた「塚本　勝邦」委員に会長職を、会長職務代行は、慣例では四街道市シニアクラブ連合会の方にお願いをしておりますので、今回も「田中　正志」委員にお願いするということではいかがですか。
座長 （佐渡市長）	事務局案といたしまして、会長に「塚本　勝邦」委員を、会長職務代行に「田中　正志」委員とのことですが、いかがですか。 ---　異議なし　---
座長 （佐渡市長）	ご異議ないようですので、会長を「塚本　勝邦」委員に、会長職務代行を「田中　正志」委員に決定します。
事務局 （細川課長補佐）	会長ならびに会長職務代行には、お席をお移りいただき、就任のごあいさつをお願いしたいと思います。
塚本会長	---　挨拶　---
田中会長職務代行	---　挨拶　---
事務局 （細川課長補佐）	なお、市長は、次の公務がございますので、大変申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。
佐渡市長	---　市長退室　---
事務局 （細川課長補佐）	四街道市国民健康保険条例施行規則第７条の規定により、会長が議長を務めることになっております。会長、この後の議事進行をよろしくお願い致します。
塚本会長	それでは、皆様改めてよろしくお願い致します。 はじめに会議録作成についてですが、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により会議録を作成することとされております。また、発言者名については、同指針の解釈運用基準の規定により、原則として明記することとなっておりますので、本協議会においても明記する取り扱いとしたいと思いますが、皆様のご意見をお伺いします。 ---　異議なし　---

塚本会長	それでは、会議録には発言者名を明記することと致します。 それから会議録への署名人についてですが、会長と別にもう１人お願いしたいと思います。輪番でお願いしたいと思いますが、いかがですか。 ---　異議なし　---
塚本会長	では、こちらは会長職務代行以外の方にお願いしたいと思います。今回分を、菊池委員から名簿順にお願いしたいと思いますが、菊池委員お願いできますか。
菊池委員	---　了承　---
塚本会長	さて、本日の会議に傍聴者はおりますか。
事務局 （細川課長補佐）	本日の傍聴者はおりません。
塚本会長	では、この会議は運営協議会運営要領第３条の規定により、公開することになっておりますところ、本日の運営協議会の傍聴希望者はおりませんので、このまま続けさせて頂きます。
塚本会長	それでは、次第の６．議題の（１）「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」を議題とします。 この議題（１）については、市長より会長宛てに諮問書が出ており、皆様には開催通知と併せて写しが送付されています。 それでは、事務局からの説明を求めます。
事務局 （菅原係長）	保険税係、係長の菅原です。 議題の（１）「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」ご説明します。 ---　説明　---
塚本会長	事務局からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありますか。ある方は挙手のうえ、指名を受けてからご発言願います。
福田委員	この改正は他市町村も同じ足並みですか。

事務局 （大塚課長）	近隣で、印旛管内では以前から低い額で設定している市町村もあります。それ以外の市町村では四街道市と同様です。今回の法律の改正はこの前の３月ですが、平成30 年度にすぐに引き上げる所は、ホームページによると、印旛管内では白井市以外はありません。賦課額を上げるのは被保険者の方へ負担をお願いする形になるので、１年間、こういった協議会などで広く意見を頂戴し、審議をしていただきながら、次の年に改正しています。 印旛管内もほぼ同じで、平成 31 年度において課税限度額を 54 万円から 58 万円に引き上げます。ホームページによると、千葉市は法律の施行があるとすぐ、引き上げています。
田中委員	説明の中で大体 300 世帯が対象になって、それが４万円の引き上げで 1,200 万円となるということですが、課税限度額 58 万円の配分は決まっていますか。
事務局 （大塚課長）	税額を計算するにあたって、皆様の所得に応じて決まった税率をかける、それによって、場合によっては、それが 58 万円に達してしまう人もいるということです。具体的には、50 代位の夫婦で、所得が大体 700 万円から 750 万円を超えてくる方は限度額の 58 万円に達します。
兼田委員	国保の方の増収になることはわかりました。その他の社会保険等に入っている人の分から、例えば何か増えた保険料の２分の１が入ってくるとか、そういった仕組みはありますか。
事務局 （大塚課長）	社会保険に関しては、直接国民健康保険に影響を与えるものはないのですが、社会保険料として納められた資金が交付金としてそれぞれの市町村国民健康保険特別会計に配分されるものはあります。ですので、社会保険料の引き上げがあれば、国民健康保険特別会計にもなんらかの形でプラスになるということはあります。
廣谷委員	課税限度額は所得に応じて決まっていて、それが 300 世帯あるということですか。
事務局 （大塚課長）	その通りです。
廣谷委員	限度額の引き上げには議会の承認等が必要かと思いますが、スケジュールはどうなっていますか。
事務局 （大塚課長）	改正の内容を平成 30 年度に皆様に審議していただき、さらに、議決を経てからなので、反映できるのは平成 31 年度からとなります。
塚本会長	地方税法が改正されて、四街道市でも改正に踏み切る理由をもう一度説明してください。

事務局 （菅原係長）	あくまでも国の改正の趣旨に沿ってというのが基本的な考えです。 昨今の高齢化や医療の高度化による医療費の増加を考えると、課税限度額を抑えることによって国民健康保険加入者の大半を占める低所得者、中所得者層に負担を強いることになってしまいます。地方税法の改正の趣旨はこのような事情を考慮し、精査され、導きだされたものですので、当市においても政令に定められた額に改定することが望ましいと考えています。 また、平成 25 年度頃より、国において日本の健康保険制度を持続可能なものとしていくための議論が長い期間行われ、今年度から国民健康保険の主体が市町村だけでなく、財政運営を都道府県も一緒に行うという改正がなされました。その広域化された趣旨も踏まえ、国が政令で定めた課税限度額と同額にすることが望ましいと考えています。
川上委員	広域化によって、国、県との関係性がどうなるのか教えて下さい。 県の役割はどうなるのですか。
事務局 （大塚課長）	29 年度まではそれぞれの市町村が独立で国民健康保険自体を運営しており、市町村の中で被保険者の方から集めた税金などを基に保険の給付費に充てていました。しかし、保険給付費の支出が多くなり過ぎて、小さな町などが、いよいよまかないきれないところがでてきました。 そこで、町と市全部を 1 つにまとめて給付に充てれば事業も安定するのではないか、というのがいわゆる県の広域化です。今まで千葉県は「保険者」ではなかったのですが、30 年度からは千葉県も「保険者」、各市町村も「保険者」となりました。 皆様にお配りしている健康保険証も今までは四街道市の保険証という表現でしたが、30 年度からは千葉県と四街道市という並列の表現に変わっています。 事業としては、千葉県がお金を集めて、必要な市町村へ医療給付費を配分するという改正です。
川上委員	広域化によって、県内市町村は課税の条件等が画一化するものと思っておりました。課税限度額を国の限度額まで上げない市町村もあるということですが、住民の負担の軽減を維持したままでも、困った時には県が助けてくれる、というのは不公平な様な気がします。
事務局 （大塚課長）	あくまで今回の広域化で事業をまとめるのは千葉県ですが、それぞれの市町村に住んでいる方から徴収する税率は実はバラバラです。これからの話にはなるのですが、川上委員のおっしゃる通り、県下統一の保険料が望ましいという議論はされています。それの実現に向けて、関西では動き始めているところもあるようです。 今まで賦課限度額を低く抑えていた市町村が、今回の広域化によって、他の市町村と並びを整えるために引き上げを行った所もあるようです。それでも税率の完全一致には至っておりません。

川上委員	この４月からの広域化によって県内の他市町村に移住した場合、税率や保険証についてはどうなるのですか。
事務局 （大塚課長）	転居した時点で保険証は切替えとなります。また税額についても転居した時点で、そこの市町村の税率が、住んでいた期間に応じて月割で計算されます。
塚本会長	この議題については諮問を受けておりますので皆様にお諮りしたいと思います。 「四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」、当協議会として、事務局案が妥当である旨、市長に答申することに賛成の方は挙手をお願いします。 ---　全員賛成　---
塚本会長	なお、答申書の作成については、私に一任いただきたいのですが、皆様よろしいでしょうか。 ---　異議なし　---
塚本会長	それでは、そのように取扱いさせていただきます。
塚本会長	続いて、議題（２）「平成２９年度四街道市国民健康保険特別会計決算（見込）について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事務局 （大塚課長）	---　説明　---
廣谷委員	被保険者数が減っている原因はなんですか。
事務局 （大塚課長）	年齢の到達で 75 歳になると後期高齢者医療に移行するためです。もう１つは雇用の延長で社会保険を継続する方が増えたためです。
田中委員	繰越金というものに一定金額の 2,000 万円が計上されています。収入から支出をひいたのが繰越金とはなっておらず、収支との差額はどう処理しているのですか。
事務局 （大塚課長）	市町村の会計の方式によって２パターンあります。収支の繰越金をそのまま翌年度の会計に繰り越す市町村と、収支の繰越金を一旦財政調整基金にプールをしておいて、翌年度に不足があればそこから優先して使うという市町村があり、当市では後者の方法になります。

川上委員	歳入の中でその他繰入金がゼロというのはいわゆる法定外繰入を行っていない健全な会計と認識してよろしいですか。
事務局 （大塚課長）	その通りです。
川上委員	生活保護の受給者は医療の自己負担がゼロで、10 割が保険給付されていると聞いています。それは市の国民健康保険から出ているのですか。それとも市の国民健康保険の会計とは切り離していると受け止めていいですか。
事務局 （小島次長）	生活保護費の扶助費という費目が一般会計にありまして、国民健康保険特別会計に関わりはありません。
川上委員	市の国民健康保険加入者が生活保護受給者のために医療費を負担することはないということですか。
事務局 （小島次長）	国民健康保険特別会計上はありません。
福田委員	保険税収納率の調定額とはなんですか。
事務局 （大塚課長）	皆様に課税として賦課した金額です。所得に一定の税率をかけたものが税額として皆様に通知している金額で、その通知額の累計が調定額です。 通知した額通りに払っていただけると、収入済額も同額になるのですが、残念ながらそうではないのが現状です。
福田委員	収納率は調定額に対しての比率ということですか。
事務局 （大塚課長）	その通りです。
塚本会長	ご質問・ご意見は出尽くしたようですので、「平成２９年度四街道市国民健康保険特別会計決算（見込）について」は以上とします。 次第の最後になりますが、次第の７.「その他」として委員の方からは何かございますか。
田中委員	今後の会議の予定はどうなっていますか。

事務局 （大塚課長）	今年度の会議日程としては、通常分として平成 31 年度国保特別会計の予算編成案のお示しで平成 31 年２月下旬頃にお願いしたいと思っております。 ただ、その予算編成の前段として、国保制度改正により千葉県から要求される金額を工面しないといけないのですが、その額によっては、現行の税率、税収でまかないきれなくなることも想定されます。その場合の対処・対策をこの協議会にお諮りいただくことになります。千葉県のスケジュールでは秋頃に平成 31 年度の仮算定額を示すようで、それによっては、委員の皆様には年内か年始に参集いただく可能性もございますので、よろしくお願いします。
川上委員	国保が持っている高額療養費発生見込み者やリスク保有者のデータを活用して、健康づくり事業だとか、他部署との連携は行われていますか。
事務局 （細川課長補佐）	先日も、高齢者支援課主催の会議に参加させていただいています。まだ方向性は決まっていないのですが、高齢者支援課と包括支援センターと協力して第一層、第二層、第三層に応じて何か働きかけができないかと話合っているところです。
菊池委員	昨年度までデータヘルス計画で糖尿病の医科歯科連携体制づくりに対する呼びかけだとか、医師会のドクターへ働きかけていくという話がありましたが、その話はどうなりましたか。
事務局 （片倉主事）	糖尿病重症化予防事業を四街道市データヘルス計画という保健事業に関する計画に盛り込んでいます。糖尿病重症化のリスクがある方への働きかけの事業を平成 31 年度から実施できないか、検討しているところです。平委員が糖尿病を専門にされている先生ということで、今年度すでに何度か打合せを行っています。
塚本会長	事業の途中経過や報告をしてもらえるといいと思います。
塚本会長	それでは、本日の会議は以上としたいと思います。 皆様、お疲れ様でした。